

# 光サービスの乗換えにあたっての注意点

「光回線の料金が安くなると勧誘されたが、説明と異なっていた」等のご相談が目立ちます。

昨年2月からNTT東西が光回線サービスの卸売りを開始しました。この提供を受け多くの事業者が、自ら提供するサービスと組み合わせて、様々なサービスを提供するようになりました。これが光卸サービス（光コラボレーション）です。NTT東西の光回線サービスから卸売の事業者（光コラボレーション事業者）への乗換えは転用という簡易な手続き（転用承諾番号の取得）で出来ます。

サービスの多様化、価格競争、利便性の向上など期待できる点が多いのですが、プロバイダに解除の申込が必要な場合は解除料が発生したり、サービスの乗換えによるメールアドレスの変更も考えられます。また、「完了後に元に戻したい」「更に別の業者に変更したい」となった時には電話番号が変わったり、解除料や工事代金が発生することがあります。

\*参照 総務省 電気通信消費者情報コーナー  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/s-jyoho.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html)



## 《消費者へのアドバイス》

現在の契約内容や利用状況はそれぞれ異なりますから、乗換えのメリットがあるかどうかは一概には言えません。下記の事項にご注意ください。

- ・契約をする際は、「どの業者」と「どんな契約」をするのか確認しましょう。
- ・通信契約は複雑です。オプションサービス、契約期間など条件や内容を理解しないままに、その場で契約をすることは避けましょう。

インターネットや電話などご家庭の通信契約について、業者名、プラン、料金などを整理して把握しておくことをお勧めします。

(板橋区消費生活相談員)

買い物消費者になるための情報紙

2016年(平成28年) 2月発行 No.297 板橋区 ITABASHI

有料老人ホームの基礎知識  
 ~入居後に後悔しないためのホーム選び~ ..... p1~p3

光サービスの乗換えにあたっての注意点.....p4

編集・発行 板橋区消費者センター

# 有料老人ホームの基礎知識

~入居後に後悔しないためのホーム選び~

有料老人ホーム・介護情報館 中村寿美子

有料老人ホームとは、高齢者に必要なサービスのついた民間の住まいのことをいい、介護保険の公的3施設と地域密着型介護サービスのグループホーム、自治体の運営する軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム以外の高齢者ホームをいいます。

2015年7月、老人福祉法の見直しにより、サービス付き高齢者向け住宅も食事の提供など一定のサービスが付いているものは有料老人ホームとみなされることになりました。



## ■有料老人ホームの3類型

厚生労働省の管轄で開設時に都道府県に届出されている有料老人ホームは、「住まい」と「生活支援サービス」を提供する高齢者住宅であり、ホーム内での介護サービスの提供方法によって、次の3類型となっています。いずれも「利用権方式」なので、介護の状態によって居室を移動することがあります。

- 1 介護付有料老人ホーム
- 2 住宅型有料老人ホーム
- 3 健康型有料老人ホーム (現在はごく少数)

介護保険の在宅サービスの「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているホーム。24時間ホーム内で職員から介護サービスを受けます(同一事業者から提供を受けることが多い)。包括サービスなので、費用は介護の認定度ごとに定額です。

生活支援等のサービスが付いたホーム。自宅で介護サービスを利用する時と同じように介護計画を立てて介護サービスを受けます。費用はサービスを利用した分になり、1か月の利用限度額内であれば1、2割負担ですが、限度額を超えると、超えた分は10割負担になります。

食事等のサービスの付いた元気な高齢者のためのホーム。介護が必要となると解約し、退去しなければなりません。



広告

シルバー会員の経験、知識をご活用下さい!

こんな仕事をお待ちしています

- 植木・除草 ○襖・クロス
- 毛筆あて名書き ○一般事務
- マンション・事務所等清掃
- 家事・育児援助サービス
- 洋服のお直し・オーダー 他

◆お気軽にお問合わせください。

公益社団法人 板橋区 シルバー人材センター  
 〒173-0004 板橋区板橋2-65-6  
 板橋区情報処理センター2階  
 ☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター  
 ☎ 03-3962-3511 (相談専用)  
 <相談時間> 月曜～金曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)  
 土・日・祝日はこちらへ  
 消費者ホットライン いやや (局番なし) 188  
 音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。  
 以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)  
 土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)  
 土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

板橋区消費者センター  
 ☎ 03-3579-2266  
 〒173-0004  
 板橋区板橋2-65-6  
 板橋区情報処理センター 7階  
 FAX : 03-3962-3955  
 ホームページ  
<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>  
 記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

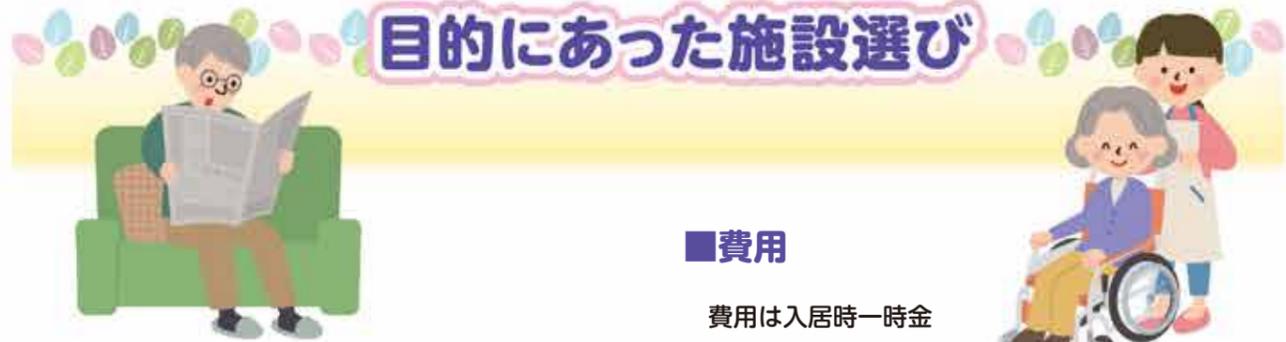
## ■サービス付き高齢者向け住宅

「サービス付き高齢者向け住宅」は、「住まい」と「ケア」を分けた賃貸住宅であり、そのサービスとは「安否確認」です。フロントには9時から17時まで職員が常駐しますが、夜間の安否確認は外部サービスを利用することになります。介護サービスの利用は「住宅型有料老人ホーム」と同じ仕組みですが、暮らしぶりは大きく異なります。賃貸住宅ですから契約は「終身建物賃貸借契約」で、居室を移動することはありません。鍵の管理は各自で行うことが原則で、介護計画になれば職員が定期的に居室にくることはありません。ただし、賃貸住宅でありながら、入居時に家賃の一部を一時金で支払う場合もあり、有料老人ホームと何も変わらないと思える住宅もあります。さらに、介護保険の「特定施設入居者介護」の指定を受けている「サービス付き高齢者向け住宅」もあって、介護付有料老人ホームとよく似ていますが、共用の設備面では大きな違いがあり、さらに、共同住宅と賃貸住宅の違いは消防法に表れています。そして、緊急時の対応は救急車の手配までというところが多いようです。

## ■シニアマンション

「有料老人ホーム」も「サービス付き高齢者向け住宅」も民間企業が運営しています。最近では分譲型シニアマンションが増えてきました。マンションにホテルのようなサービスがあり、所有権になるので、財産になると思われがちですが、必要が無くなった時に思うように売却できず、利用していなくても高額な管理費を納めなければならないという、思いがけないリスクを背負うこともあるようです。

年齢制限のあるシニア向けとはいうもののマンションですから、介護サービスは自宅にいて介護保険を利用するのと同じです。同じ建物内に何らかの介護サービスの事業所が併設されている場合が多いようです。



## ■介護の状況

いずれにしても自分が何のために自宅から高齢者住宅に住み替えるのかを考えて、その目的にあったものを選ぶことです。一口に介護と言っても「認知症の介護」「車いすでの介護」「複数の医療的ケアが必要な介護」とさまざまなので、立地条件と費用だけで選ぶと、後悔することになりかねません。また、入居時の条件が自立から要介護までとなっても、実際には介護が必要な高齢者ばかりというホームが多いです。

有料老人ホームは都道府県に届出されているので、都道府県のHPに重要事項説明書が掲載されていて、ダウンロードできるようになっています。職員の数や、専門職の有無、協力医療機関などが書かれているので、事前に確認できます。

## ■費用

費用は入居時一時金方式と月払い方式があり、入居時の年齢によって選択するのが良いでしょう。その一時金には「90日のクーリングオフ制度」が義務化されているので、安心できます。どんな理由であれ入居してから90日以内の退去であれば、一時金は全額返還されます。ただし、実際に滞在した日数分の実費は支払います。なお、平成18年4月以降に開設されたホームに関しては、一時金方式に保全が義務づけられています。

その一時金には「初期償却」と「償却年数」が決まっていますが、それは企業ごとに違いますので確認が必要です。「初期償却」とは入居した日にホームの収入になる金額の割合で、その割合が多いと返金額が少なくなります。これも重要事項説明書に記載されているので、必ず確認します。



## ■契約までの手順

- ①情報収集 ..... 広告や口コミ情報などもありますが、まずはパンフレットを読みましょう。パンフレットは広告の一部ですから、良いことづくめです。できれば、重要事項説明書も読みましょう。
- ②見学 ..... 少なくとも2、3軒を見学して比較するとホームの特徴がわかります。バス見学会などではなく、個人で見学することが大切です。
- ③体験入居 ..... 有料老人ホームであれば体験入居ができます。有料で費用はかかりますが、必ず2泊3日から4泊5日と長めに体験することがホームを知る上では欠かせません。そこでは、どんな職員が働いているのか、共用設備の管理方法など、見学ではわからないことをじっくり観察します。さらに、既に入居者がいれば、その人達と自分の価値観が合うかどうか、それとなく会話をしてみましょう。「サービス付き高齢者向け住宅」は賃貸住宅なので、体験入居はできないこともあります。
- ④申込み ..... 申込金を払うと居室を押さえることができます。実際に契約にならないければ、支払った申込金は全額返還されますが、なかには、返金されないホームも少数です。
- ⑤健康診断書の提出 ..... 過去3か月以内の健康診断書の提出が必要です。多くのホームでは体験入居中に、ホームの協力医療機関やクリニックで行います。これは主に感染症のチェックであり、今後必要になる健康管理にも利用されます。
- ⑥運営面談 ..... ホームの施設長や看護師などが面談を行います。共同住宅なので、共同生活が可能かどうかの面談になります。
- ⑦必要書類 ..... いよいよ契約の準備に入ります。「戸籍謄本」「住民票」「印鑑証明」「健康保険証の写し」「介護保険証の写し」「上半身の写真」などが必要となります。
- ⑧契約 ..... 契約当日は身元引受人も同席して行われます。

## 中村寿美子プロフィール

平成9年、東銀座に事務所を開設、現在は日本橋に移転。自治体や企業セミナーで講師を担当、現在までに2万件以上の高齢期の住まいの相談を受ける。TV、ラジオ、新聞等に出演、著書には多くの読者をもつ。平成22年度内閣府規制改革委員を歴任。

入学おめでとう

# 学用品割引セール

学校指定用品などを除き、店頭販売価格の10%以上割引!

小学校と中学校の新入学児童・生徒のいるご家庭を対象に、黄色いポスターのある販売店で実施中! ※割引対象外商品も一部あり

## 4月30日(土)まで

新入学おめでとう  
割引販売協力店  
板橋区

上記黄色いポスターの貼ってあるお店でお買い求めください。